



『よくある』質問 ・『かんちがい』しやすい内容



医療費控除は、医療費の払い戻しではない！	税金から病院代が戻ってくる仕組みはありませんので、医療費控除をした場合、払い戻されるのは源泉徴収された所得税です。申告しても税金の払い戻しや減額がない場合は、医療費控除をする必要はありません。
病院代でも医療費控除の対象にならないものがある！	控除になる 医師による診療費・治療費、治療・療養に必要な医薬品の購入費、介護保険制度の施設・居宅サービス費等で「一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額」となっています。※介護保険利用の場合は領収書に『うち医療費控除の対象となる金額』を記載することとなっています。
	控除にならない インフルエンザの予防接種、本人希望による特別室の費用、病衣料、診断書の文書料、通院のガソリン代・駐車場の料金、健康増進のためのビタミン剤・栄養ドリンクの購入費、人間ドックの費用（直ちに治療になった場合を除く）は医療費控除の対象外
家庭菜園は農業所得ではない！	家庭菜園（自家消費のみの場合）に係る収入・経費は農業所得ではありません。農業所得となるのは、有償性・営利性等がある場合となっていて、収益を目的としない家庭菜園の収入・経費は雑所得となります（申告不要）。
『死別』と『離別』では、寡婦控除が適用される要件が異なる！	合計所得金額が500万円以下で、 ・死別の場合・・・夫と死別した後婚姻をしていない方 ・離別の場合・・・夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族を有する方
申告するとふるさと納税の『ワンストップ特例』は無効！	ワンストップ特例制度は申告を要しない方の為の制度です。申告をする場合は、ふるさと納税の寄附金控除もあわせて申告しなければなりません。
町県民税は、確定申告の控除対象外	町県民税を払っても、医療保険や年金のように控除はされません。
3月に定年退職しても令和7年度の町県民税が課税される！	所得税は、給与の支払時に源泉徴収して年末調整されますが、町県民税は、前年の所得に対し翌年度課税されます。令和6年中に課税される所得があった場合、仕事を辞めていても令和7年度の町県民税が課税されます。
給与と年金の両方から住民税が引かれることがある！	一年間の住民税額のうち、公的年金に対する住民税は年金から特別徴収（天引き）され、公的年金以外の所得に対する住民税は、給与特別徴収や普通徴収（個人納付）で納めていただくことになっています（一定の要件あり）。この制度は、地方税法の規定に基づき実施されているもので、個人の選択による徴収方法の変更はできません。

この他、さまざまな事例については、国税庁ホームページ『確定申告期に多いお問い合わせ事項Q&A』でも掲載されています。

飯塚税務署からのお知らせ

お問い合わせは、0948-22-6710 まで  
確定申告のお問い合わせは、「0」番をプッシュ  
【開設期間：令和7年2月17日～3月17日】

申告会場は、2月17日（月）から開設します。

【受付開始】午前8時30分から  
【相談時間】午前9時～午後4時（土・日・祝日を除く）

税 目	申告納付期限
所得税及び復興特別所得税・贈与税	令和7年3月17日(月)
個人事業者の消費税及地方消費税	令和7年3月31日(月)

**確定申告 は自宅で作れます！**

マイナンバーカード×マイナポータルで  
医療費やふるさと納税、  
給与所得の源泉徴収票等の  
データが自動入力！

確定申告期間  
24時間利用可能  
※メンテナンス時間を除きます

スマホで！  
パソコンで！

作成コーナー  
www.keisan.nta.go.jp

令和7年度(令和6年分)申告受付のご案内

令和7年2月17日(月)～3月17日(月)

◇コロナ・インフル・マイコプラズマなどの様々な感染症が発生しています！各自で感染予防をしてください！  
※感染拡大防止の観点から、多くの方が訪れる会場ではなく、**ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。**

e-TAXが  
とっても便利！



来庁不要ですので、  
プライバシーも保護  
時間がない方にも！！



【受付時間】9時～16時30分（木曜日は18時30分まで）※11時～15時は、職員が交代で昼休みです。

※受付は、**提出書類（『収支内訳書』や『医療費控除の明細書』等）が作成済みの方**からです。  
なお、税務署への引き渡し事務がありますので、**時間外の受付はできません。**

**自分がスムーズ、みんなもスムーズ** 申告受付は、限られた人員で通常業務と並行して対応しています。感染予防の観点からも滞在時間が最短となるようにスムーズな実施にご理解とご協力をお願いします。

【申告会場】 桂川町役場 1階 101会議室

他行政区の受付日でも受け付けができます！ 申告期限3月17日

月	日	曜日	行政区
2月	17日	月	農業所得
	18日	火	農業所得
	19日	水	笹尾一・二反田団地
	20日	木	笹尾二・土居二
	21日	金	瀬戸・九郎丸
	22日	土	
	23日	日	平日に申告できない方
	24日	月	振替休日
	25日	火	寿命・土師十
	26日	水	中屋・土師四・泉ヶ丘団地
3月	27日	木	豆田・土師九・吉隈本町
	28日	金	土居三・平山一
	1日	土	
	2日	日	
	3日	月	土師五・天道・グレインヒルズ

月	日	曜日	行政区
3月	4日	火	土師一・土師七
	5日	水	土師二
	6日	木	土師六・土師八
	7日	金	土居一
	8日	土	
	9日	日	
	10日	月	吉隈一・吉隈二・土師三
	11日	火	吉隈三・弥栄・桂ヶ丘
	12日	水	第一豆田・貴船・椿
	13日	木	内山田・平山二
3月	14日	金	全行政区
	15日	土	
	16日	日	
	17日	月	全行政区

国税局から期間限定の許可を受け確定申告を受付していますので、期間後は税務署での受付となります（住民税申告は、期間後も受付）。なお、**青色申告や譲渡所得、暗号資産（仮想通貨）、雑損控除、住宅ローン控除等の内容が複雑な申告については、飯塚税務署での申告をお願いします。**

桂川町 税務課 0948-65-1076

※申告期間中は、お問い合わせの返答に時間がかかる場合があります。

令和7年1月1日(賦課期日)に桂川町に居住している方は、3月17日までに申告が必要です。申告は、町県民税の課税資料となるばかりでなく、国保税、後期保険料、介護保険料、保育所の入所料、町営住宅・県営住宅の家賃の算定、所得証明書等の基礎資料となる大変重要な手続きです。

### 申告が必要な方

給与所得の方	
勤務先から給与支払報告書が提出されていない場合	
給与所得以外の所得(営業等、農業、不動産、雑等)があった方	
年末調整で控除しなかった各種控除や医療費控除、住宅借入金等の控除を適用したい場合	
退職等で年末調整をされていなくて、各種の控除等をして還付申告をしたい場合	
年金所得の方	
年金所得以外の所得(営業等、農業、不動産、雑等)があった方	
配偶者控除や扶養控除、生命保険料控除、医療費控除等を受けたい場合	
必ず確定申告書を提出しなければいけない方	
所得(不動産・事業所得・給与・譲渡・一時・雑等)があり、所得控除の合計を超える場合 ※控除しきれなかった源泉徴収税額がある場合等を除く。	
給与収入やその他の所得金額の合計額が20万円以上のとき 【例】給与収入200万円(給与所得132万円)と年金収入180万円(年金所得70万円)	
所得税の還付を受けたい場合(全ての収入・所得について申告が必要です。)	

#### 【留意事項】

- ・確定申告が必要ない場合でも、**住民税申告においては、すべての所得を申告する必要があります。**
- ・収入がない方で収入金額が0円となっている所得証明書等の交付を受ける場合は、申告が必要です。
- ・受付職員は申告内容の決定はできませんので、どのような申告をしたいのか明確に申し出てください。

### 申告をする必要がない方

税務署に確定申告書を提出された方
給与収入のみで、勤務先から給与支払報告書が提出されている方
公的年金等収入のみで、源泉徴収票に記載された各種控除以外の控除の適用が必要ない方

### 申告に必要なもの

種類	書類等	注意点
給与・年金	源泉徴収票	少額なものを含め、すべての源泉徴収票が必要です。再発行は、会社等の支払者に依頼してください。
農業・事業・不動産	収支内訳書	受付会場では作成できませんので、必ず作成して持参してください。
その他の収入	支払通知書 支払調書 など	個人年金、生命保険、外交員報酬等
社会保険料控除(年金・医療保険)	領収書・控除証明書	年金から天引きされた国保税・後期高齢医療保険料・介護保険料は、天引きされた本人以外の者の控除にはできません。
生命保険料控除 地震保険料控除	控除証明書	前年と同じ内容であっても、証明書が確認できない場合は控除ができません。
障害者控除	障害者手帳等	または、障害者控除対象者認定証
寄附金控除	領収書・控除証明書	確定申告を行う場合は、『ワンストップ特例』は無効になりますので、ふるさと納税の全額を申告しなければいけません。
医療費控除	医療費控除の明細書	作成されていない場合は、作成をしてからの受付となります。明細の記載を省略する場合は、医療費通知の添付が必要
口座	通帳等	振替納税の申請は、通帳印が必要 還付口座は、本人名義の口座に限ります。
	マイナンバーカード	本人、扶養親族のマイナンバーカード(通知カード)

医療費控除の申告は

**確定申告書等作成コーナーで！**

「医療費控除の明細書」も作成できます。



『収支内訳書』だけの作成もできますよ～。



「確定申告書等作成コーナー」では、税務署や役場へ出向かずに、パソコン・スマートフォンから確定申告書を e-Taxで送信(提出)できます。

### 年金の源泉徴収票の送付について

日本年金機構が1月中旬頃から順次発送します。源泉徴収票が届かない場合や再発行を希望される場合は、基礎年金番号が確認できる書類を準備して、ねんきんダイヤル(0570-05-1165)に電話してください。

お急ぎの場合は、次の書類を準備して、直方年金事務所に来訪してください。

- 本人
  - ①年金手帳、年金証書、改訂通知書など日本年金機構が送付した書類
  - ②本人が確認できる書類(運転免許証など)
- 本人以外の方
  - ①本人の①と同じもの
  - ②本人の委任状、③代理人の本人確認ができる書類(運転免許証など)

直方年金事務所 〒822-8555 直方市知古1-8-1

**TEL 0949-22-0891 (最初に①を押し、再度音声案内が流れます。続けて②を押ししてください。)**



### 収入がなくても申告が必要となる場合があります！

課税対象となる収入がなく(収入が遺族年金・障害年金だけの場合も含む)、町内の親族から配偶者控除や扶養控除の適用を受けていない方で国民健康保険や後期高齢医療保険の被保険者となっている場合は、収入がなかった旨の申告をしておく必要があります。

☆ 各種の軽減や免除を受けることができます！

『収入なし』の申告をしておく、国民健康保険税や後期高齢医療保険料の軽減が受けられることがあります。また、国民年金保険料が別途申請により免除されることがあります。

☆ 未申告者は、国保や後期医療保険の『限度額適用認定証』の交付を受けることができません！

医療機関窓口で『限度額適用認定証』を提示することにより、支払いは自己負担限度額までとなります。



※紙面が限られているため、よくある申告等について作成したものです。詳細については、国税庁HP等で確認してください。